

仕事のために魚津市に転入して賃貸住宅に入居した40歳未満の方に、入居費を助成します！



魚津市若年移住者賃貸住宅助成金のご案内 令和3年度版

令和3年4月現在 魚津市役所地域協働課

※平成31年3月31日以前に賃貸住宅に入居及び転入手続をされた方は、平成30年度版の案内をご覧ください。

①②③すべての条件を満たす方が対象です。

- ① 富山県内の事業所で仕事をしている（**することが決まっている**）方で、魚津市外から**魚津市内の賃貸住宅に転入**（住民登録）された **40歳未満**の方。
 - ・魚津市の住民基本台帳に外国人住民として登録された外国籍の方も対象です。
- ② 賃貸住宅について、**1年を超える期間**の契約をされた、**契約者本人**。
 - ・申請者本人の費用負担があれば、社宅や社員寮に入居する場合も対象です。
 - ただし、1年を超える期間または期限を定めない雇用契約をしていることが必要です。
 - ・市営住宅・特定公共賃貸住宅に入居される方は対象外です。
- ③ **入居日又は転入日のいずれか早い日から3か月以内**に「**入居者状況届出書**」を提出された方。（ただし、入居かつ転入手続き後、ご提出ください。）

対象経費	敷金、礼金、仲介手数料 (鍵交換料、住宅クリーニング料、契約一時金等も可) ※保険料、保証料、駐車場契約手数料、 電話加入権、引越費用等は対象外です。	※申請者が勤務先から、入居費用に対して住居手当等を受けている場合はその金額を差し引いた額を対象経費とします。
助成額	対象経費の 2分の1 (千円未満切捨て) 上限額 10万円	
申請期限	入居日又は転入日のいずれか早い日から 3か月以内	

提出書類 ③～⑤はモノクロコピーで結構です。

- ① 入居者状況届出書 (魚津市ホームページからダウンロードできます)
- ② 申請書、請求書 (魚津市ホームページからダウンロードできます)
- ③ 賃貸借契約書
- ④ 経費の内訳がわかる書類 (内訳が明記された請求書、入居費用案内状、手当額がわかる給与明細等)
- ⑤ 経費を支払ったことがわかる書類 (領収書、振込払控え、カード払い明細 (請求明細の場合は請求額が引落しされたことがわかる書類も必要)、引落しが記帳された通帳 (名義欄+記帳欄)、給与明細等)

※自営業者は「営業していることがわかるもの」が必要です。

※申請書の「事業所証明」欄は、「雇用契約書」「勤務証明書」「内定通知書」等で代用することができます。

注意事項

- ・助成金は、**1人1回のみ対象**です。
- ・入居後**1年以内に市外に転出した場合**は、助成が**取り消されます**。

既に助成金を受けとっている場合、**返納**を求められることとなりますのでご注意ください。

よくあるお問い合わせ

Q1. 「事業所証明」は、誰の証明が必要ですか？

A1. 原則、お勤めの事業所の代表者ですが、店長・支所長・工場長等でも構いません。

Q2. 経費を振込払いした控えを失くしてしまいました。

A2. 不動産事業者等に領収書発行を依頼するか、「支払証明書」(市HPに様式があります)の記入を依頼してください。

【お問い合わせ先】魚津市役所地域協働課定住応援室 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1-10-1

☎ (0765) 23-1095 ✉ teiju@city.uozu.lg.jp